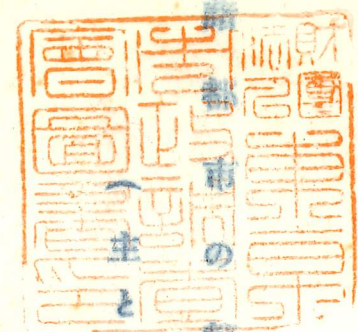




關西
市の都市計畫
として土地區劃整理に就て

目次

第一	大阪市上福島方面に於ける土地區劃整理事業	一
第二	大阪市北區大火とその前後	七
第三	神戸市に於ける土地區劃整理事業	三七
第四	雜錄	四三
一	大阪市	
(i)	路網整理事業	四五
(ii)	中心石	四九
(iii)	安治川土地株式會社	五二
(iv)	大阪市内外にある土地建物會社	五五
(v)	殘地收用（後日論文に譲る）	
二	京都市	
(i)	京都市新都市計畫と郊外地統制	七一
(ii)	地域制	七三
(iii)	疏水	七四
三	神戸市	
(i)	街廓の大きさ	七四
(ii)	新川細民屋	八五
四	堺市	
(i)	元祿年間堺區劃整理圖	一〇六
(ii)	耕地整理に關する問題	一〇七
(iii)	堺市の死亡率	一〇八
第五	蒐集參考資料目錄	一一一

上福島方面に於ける土地區劃整理を進べる前に先づ該地區一帯の沿革を略説して置く。

上福島が大阪市に編入されたのは明治三十二年である。それまでは大阪市街の郊外地であつた。故に南北三割三分、東西四割三分の道路で分割された宅地は東は山入橋で、南は曾根崎川で修つて居る。このことは附圖第大、附、二圖によつて明かに採取され得よう。

しかしこの地區は堂島の接續地であるから、郊外といふもの、非常に地の利を占めて居る箇所であつた。故に明治二十年頃大阪市の北方に向つての膨脹は先づこの地區に現はれた。従つて上福島は新市街地として最も古い歴史を有して居る所である。

この地區を南北に貫く道路（現在の伊正橋筋）は附圖二圖位のものであるが大阪西

北部の郊外に出づる唯一の街道であり、且つ商業、新居の供給地であり又新住宅地である十三方面に連絡するものなるが故に重要な街道であつた。丁度明治三十二、

三年頃新淀川に十三橋が架設せられ従來の渡しとは全然趣を異にして該街道の交通量遂に増し、従つてその沿道に住宅が急遽に建つて行つた。而して西成線以南の地は直ちに宅地として利用し得る地帯であつたため、何等の整理を施すことなく、全く無計画に住宅街が建設された。従つて教ふべからざる無秩序な町並になつてしまつた。（附圖第大、附、七圖参照）

かくて殆どスラムに近き土地柄となつてしまつた時に、偶々北區の大火が起りその大部分を焼拂つた。その機に乗じて、市はこれに街路の新設擴張を行つたのであるが、そのことは後段に譲る。

西成線以北の地區は元來が湿地で、溝渠多く到底その儘では宅地を造成することが出来なかつた。従つて西成線以南の地が續々住宅街となつて行くのを傍觀して居る

の外はなかつたのである。然るに例々明治三十六年渡川改修工事が行はれ、その工事に伴ふ揚土の棄却に因じ、漸々渡川沖まで搬出して居つた。これを見たこの地畠の地主達は協議して、その揚土を買ひ受けこの地畠全體の地上げをすることになつた。府も早速これに應じ、地主の出捐した工事費を以てこれを完成した。その結果この地畠は宅地として利用し得るものとなり、従つて道路を新設、擴充、變更する必要に迫られた。これがこゝに述べんとする區劃整理である。

二

整理施行の方法に就ては確たる記録も残つて居らず又當時事務を扱つた者又は地主とも多くは故人となつて居るのでこれを詳細に知る術がないのは甚だ遺憾である。この整理は明治三十七年に着手し、同四十年に完了して居る。故に耕地整理法發布以前（明治四十二年發布）のことに屬する。従つて整理組合に關する何等の法令なく地畠地主が自發的に共同組合を組織し在來の道路、溝渠等を新設、修築又は變更

4

停止して市街宅地を造成したものである。

地畠地主は總計三十五名でその代表者は藤田精平、大西興次郎、山村保介の三名である。路幅は貳間貳分乃至參間である。而して地主の提供したる道路敷地は各自の所有地に對して一割乃至一割五分である。地畠物に就ては道路、下水、溝の他何等施設したものはない。

整理區工地域

上野島北一丁目、上野島北二丁目、上野島北三丁目、西梅田町

整理區面積坪數

約二六、〇〇〇坪

道路及び溝渠敷地坪數

二、五八七坪

内 溝

官有井路より市有道路となりたるもの

三〇〇余坪

官有泥揚場より市有道路となりたるもの

一〇〇余坪

計四〇〇余坪

官有井路及び畔より市有井路となりたるもの

一六四坪

官有井路及び畔より市有泥濘場となりたるもの

二四坪

計一八八坪

私有地地上げの上道路敷に寄附したるもの

二、〇七三坪

私有地を寄附敷に寄附したるもの

一四五坪

計二、二一八坪

元官有道路敷を一旦市へ拂下を受け更に

六一六坪

無休地主へ譲渡したるもの

元官有寄附敷を一旦市へ拂下を受け更に

一、九七一坪

無休地主へ譲渡したるもの

但し、この時に出来ただけの御用では程々不十分であつたので、後に三、四線を新設されて居る。

無休地主と無休地敷外の御用及び御地の状況に關しては附圖第六、四圖を参照されたい。

この無休地敷の結果、この地區も急速に住宅街となり、四十二年大火後西成線以南の停止御用が六間に擴張され引續き西成線以北も五間に擴張された。かくしてこの御用は大坂市西北部の一商業中心地となつた。殊に西成線、東海道線間は最も繁盛を極め、その横通りの市場には豊富な物資を載して居る。

さりながらこの實例は田畑を埋立て道路を新設したのであるが故に、東京市の今川行はうとして居る區劃整理とは全然性質を異にするものである。

第二 大阪北區大火とその前後

一

大阪市北區大火は明治四十二年七月三十一日午前四時頃空心中二丁目七十番地莫大
小兼玉田庄太郎方より發火し折柄の烈風に煽られて北區の約一割一四を灰燼に歸し
て翌八月一日午前四時漸く鎮火したのである。

その概況は左の通りである。

一、焼失家屋 一一、三六五戸

一、焼失面積 三六九、四三八坪

東西延長 一、八四〇間

南北最廣中 三〇〇間

最狹中 四〇間

一、焼失面積比較

大阪全市の百分の二

北區全區の百分の一

8

一、救護傷病者

一、六九三人

一、中有無業物及構築物損害額

六三四、一七一圓一錢

一、右該金額

八七八、四三〇圓七五錢

一、私有家屋損害額

一五、〇二四、五三〇圓

一、焼失地域 (附圖參大、附五、參照)

二

先づ大火前後の該地區の一般的情況に關する該地地主吉本重光、大西直幸、北村九
輔氏等の談話を綜合すれば大體次のやうなことになる。

該地區の居住者の大部分は火災前に火災保險の効用を認めこれが契機に加入して
居つた。而して當時保費料率に關する保險會社間の協定がなかつたため會社は契約
者の多からんことを欲して極めて低率(一割以下)なる料率に甘じて居た。丁度火
災前三四ヶ月の頃右に關する協定が成立し一割一割五六分に高められた。それが

め會社と契約者との間に反目を生じこれが引下を會社に迫る者が多かつた。それ故
 從來の契約者にして契約期限の切れた儘で再契約を未だ結んで居なかつた者が非常
 に多額あつた。かゝる際に火災が起つたため會社側の損害は比較的少く従つてその
 少數契約者に對し保險金全額を支拂ひ得て今回の東京に於けるが如き哀しむべき狀
 態を惹起せずして済んだ。

當時の各會社實損額を表示すれば左の如くである。

會社名	實 損		合 計
	不 動 産	動 産	
日本火災保險株式會社	一、〇七三、一一一	二六八、二九二	一、三四〇、四〇三
明治火災保險株式會社	三一〇、一一二	一九九、七九	五〇九、一八一
横浜火災海上運送信用 保險株式會社	四〇三、五三六	二一、七六六	六、一五三、二
東京火災保險株式會社	六二、七一	二七、三	八九七、一一
共同火災保險株式會社	三二六、四五二	一四、二四一	四六六、六九四
關東火災海上運送株式會社	三六七、七〇四	六〇、五六三	四二八、二六七
大阪火災保險株式會社	七九、五六五	四八、五一	一二七、六一七
日本海上運送保險株式會社	一五三、五九四	四九、四二二	二〇三、一六
台名會社大倉組火災部	九八、四三八	八、一四七	一八〇、五八六
米井商店火災部		七一、六七六	七一、六七六
計	三、四三三、二一六	一、四〇六、五四二	四、八三九、七五九

しかしながら保險契約者側にとつてはいふまでもなくこのことは甚だ不幸であつた。

かくて罹災者中金融の杜絶乃至逼迫に陥れる者を多額に生じ復興に大なる障礙を生
 じた。

かくの如く罹災營業者の意氣が昂らなかつたため積極的な焼跡整理事業に進んで携

る意志は全く無く且つは自己の所有地の減ずるを思ひで僅かに復舊に甘んずるに過ぎなかつた。

かくして焼跡にバラックを建てる者も多少あつたが、バラック存続期間を僅五六箇月に限られたること、又焼失戸数が比較的少く強いて焼跡のバラックに再入る必要もなかつたこと等のためバラックの建設は暫くにして止る、寧ろ直ちに本建物をなさんとする傾向を生じた。

而して一度解散せる罹災者は容易に舊地に復歸し來らず、ために本建物を建て、もこれに再入る者少く又一度再入つても營業不振のため敬慮して出て行き二度目に這入つた者が漸くおちついたといふやうな實情であつた。

後に述ぶるが如く大災後新設された福島會根線（十二間）の如きも造成はされたものゝその利用少く且つ軌道敷設工事の着手に手間やつたため數年間は路面に雜草を生じたる點散置されて居つた。上福島の幹線たる該路線さへかくの如き點々たる

情況であつた。従つてこの新街路の沿道地主もその所有地を如何に利用すべきかの方策に苦しみ且つ又一面電車道利用に關する知識を有して居らなかつたため以ては建物をして街路に側面又は背面せしめ甚しきは掃除口を街路に面せしめたる如き建築をなす者さへあつた。

更に出入橋以西にはかくの如き建物の今尚殘存するを散見する。

舊街路たる出入橋以東に於ては相當豫見し得たる者もあつたがため電車通りは全部商舖を建て並べ且つ街衢も相當整頓して居り、出入橋以西即ち上福島方面と比較して街位に於ては今尚鬱然たる相違を見るのである。

當時は市制改正前であつたため執行權は市參事會にあつた。而して立案の局に當つた者は電車通りに關しては電氣局用地部、補助道路に關しては土木部であつたが、これ等の立案者は市長の手を経ることなく直ちに市參事會に原案を提出し參事會は

これに對して是迄なく議決し即座に事業の施行に移つた。且つ設計に於ても已に出
來上つて居つた該地區六百分の一の地籍圖を利用しこれに直ちに新設又は擴築街路
を記入し設計の出來た分から市參事會にかけ而して議決を得るや否や直ちに實測し
抗打ちを決定した。その間旬日を出でず早きは余燭尙冷めざるうちに行はれ~~全~~部の
抗打ちの了つたのは災後僅々一箇月内であつた。而して新設電車通りを別としてそ
の主力を曾根崎及び上野島に傾注した。

向市以外府に於て施行したる府道の擴築も同時に行はれたのである。

抗打の結果道路敷に取入れられたる地所に對しては警察廳を以て建築を禁じた。た
めにその後の該地所の買収にあつては更地としての敷数を以てし得、且つバラツ
クに對する移轉料の支出は全然これを要せずして該事業を完成することが出來た。

四

四、例地の擴張又は新設せるもの左の如し。

(市に於て施行せるもの五十三線、府に於てせるもの三線と稱するも、如何なる
分類をなせるも詳かでない、今便宜に従ひ番號を附して表示する)

延長		路線	
一	堂島小橋筋線	七八〇米	四間
二	汐津橋筋線	五七〇米	四間
三	龜島東西線	六六四米	四間
四	上龜島一丁目線	二七六米	四間
五	梅田橋筋線	二一六米	五間
六	西成郡役所前線	二九四米	三間
七	龜島曾根崎線(電)	八六二米	八・五間
八	淨正橋筋線(府)	三六〇米	六間
九	篠崎筋線(府)	三三〇米	六間

一〇 勘成橋筋線	二九〇米	四間
一一 梅田、渡邊橋筋線（電）	六〇九米	一二間
一二 梅田駅前筋線	三六九米	六間
一三 梅田、大江橋筋線（電）	八六四米	一二間
一四 堂島東西線	七八〇米	四間
一五 曾根崎上三丁目東西線	二一〇米	三間
一六 曾根崎天満橋筋線（電）	二、四〇〇米	一二間
一七 曾根崎埋立線	九六二米	五間
一八 曾根崎永楽町東西線 1	八一米	三・二間
一九 曾根崎永楽町東西線 2	五三米	三・二間
二〇 曾根崎上二丁目筋線	二二八米	三・三間
二一 曾根崎上二丁目東西線	二二五米	四間

二二 曾根崎上一丁目眞砂町筋線	五一〇米	二・二間
二三 西梅ヶ枝町筋線	二一〇米	二・三間
二四 西梅ヶ枝町東西線	一五〇米	三間
二五 東梅ヶ枝町若松町筋線	六四八米	五間
二六 伊勢町筋線	一八六米	三間
二七 天神橋筋二丁目線（唐）	一一一米	四間
二八 天神橋筋線（電）	五三六米	八間
二九 源藏町東西線	六〇米	四間
三〇 橋上町東西線	六〇米	四間

計

一三、八九四米

内 詳

府の施行せるもの

八〇一米

市電氣局の施行せるもの 五、二七一米

市土木部の施行せるもの 七、八二二米

内 上野島方面 二、八〇〇米

曾根崎方面 三、七〇八米

其他 一、三一四米

四、買収方法。

追跡敷地買収に當つては殆ど全部買収方法により、地主との交渉の結果圓滿にこれをなすことを得た。尤も少許の寄附と二三箇所収用せる所もあつたが、これに満足するには足らぬ。尚買収に關する問題は市會には附す市会會務局を以て斷行した。

五、多特科。

前述の如く焼失地域内の新設又は擴張の道路敷地には建築を禁じたるを以て多

特科の支出の必要はなかつたか（尤も土庫及び焼失後に作つた新開があつたが、これに對する補償もしなかつた）土庫と井戸にはこれを支給した。

六、曾根崎川の埋立。

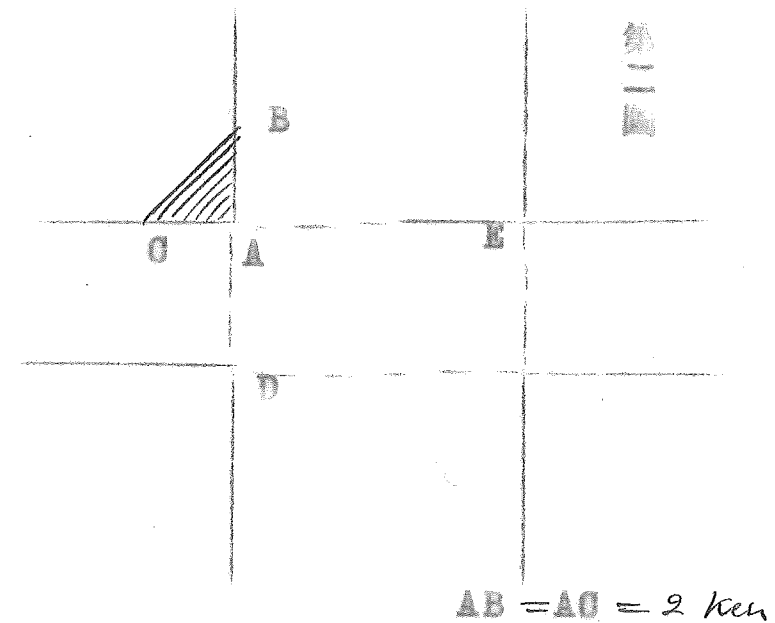
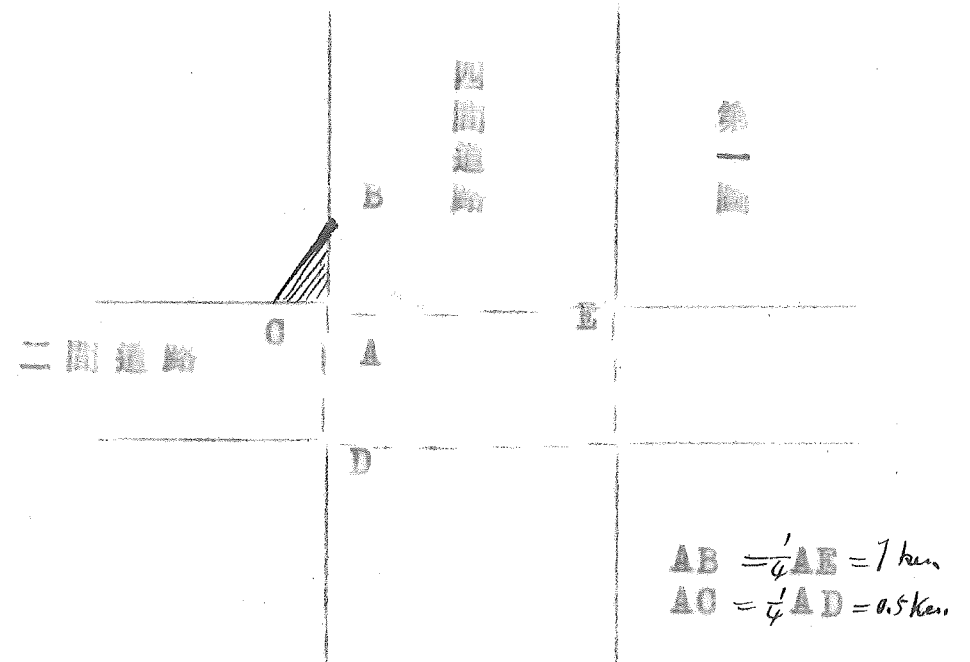
鎌倉以東の曾根崎川は火災後埋立てられた。

該地は小商業地帯なると一面遊廓等ありて該川を利用すること少なく且つ河幅狭少にして利用率少きため從來より埋立の議があつた。但々火災の結果焼灰の處分に窮し否應なしに捨場に使用され埋立てられたのである。従つてその舊河岸地の街廓を整理する必要を生じ小規模の區劃整理が行はれた。而してその實施は多少の難儀があつたために他の計畫事業に比して稍々時日の遅延を見た。故に第十七條（曾根崎埋立）の工事は後日のことに屬する。

七、街角剪除（角切）。

大崎市に於ける街角剪除の原則は左記第一圖の次第である。

焼失地域内の街角剪除に於ては路幅の如何に拘らず劃一的に AB 、 AC の長さを二間とした。



2. 建築線の設定。

上巻島中一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目等にあつては存在は大部分一間位の路幅であつたのであるが建築物の取締が厳重に行はれなかつたため漸次道路敷を侵すやうになつた。かくて火災當時には四尺以下の路次になつて了つて居た。加ふるに元から路線の錯雜を極めて居た處として、土地不案内の者が一度迷入つたら方向も解らなくなり出口も見出せなくなるほどであつた。

これが取締を心懸けて居た大阪府は大火を機としてその翌月八月十八日建築取締規則を發布し道路境界線と建築線との關係を規定した。

即ち大阪府令建築取締規則第十五條に

道路又ハ道路ニ沿フ建築物ハ道路及道路トノ間ニ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス但シ他ノ建築物トノ間ニ設クル防火壁ニシテ第六十二條第二項ノ構造ニ適合スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ距離ハ建築物ノ外側ヨリ道路又ハ通路ノ境界線ニ至ル間ヲ以テ之ヲ測算ス

との規定を設けた。この規定は焼失地域内に限らず一般的に家屋新築の場合に適用された。(故に大阪府に於ては道路境界線を以て建築線とせず、建築物の外側線を以てする。都市計画法の發布された今日に於ても尚この見解を執して居る)。元來大阪には別項(蘇鐵大阪之部)に述ぶるが如く道路の境界を侵して建築物を建てることを認許される歴史的^実事實があつたため、道路の境界に對する社會的觀念が稀薄であつた。故に上福島の如き新市街地に於ても如上の事實が行はれ、唯さへ狭い道路を更に狭めて居た。故に同地區を焼失前の體に復讐して追いたなれば、今日一大スラムを現出して居ることであらうと思ふ。兎も角も若干の道路の新設と右の規定に依る建築物の取締に依り、焼失後の同地區は面目を改めるに至り、その後の大阪市の膨張の氣運に乗じて今は相當な市街地となつて居る。殊に淨正橋島(六間道路)の如きは市の西北郊外に出づる處門を築して居ることゝてその發展極り目覺ましいものがある。

その状況は左に掲ぐる同街路の地價の騰貴状況を見ても瞭かである。

明治三十七年 明治四十二年 大正元年 大正七年 現 今

三〇—三五 七〇 一〇〇—一二〇 二〇〇 七〇〇—一〇〇〇

但し全體を通じて見るときは、附圖第^六附圖によつて明かなる如く割地の形が不整を極めて居る。而してこれに密集建築を建てたのであるから、地形なものが非常に澤山ある。但し北部の耕地整理を行つた方面は割地の形が極めて正しい。故に北福島一帯は大阪市の膨張地域に建設された新市街地として種々な見本を載して居るものと言へよう。

北區大火後の街路擴張計畫が焼失地域に齎した地價の變動は最も探究したいと思つたことであるが、既述せる如く新設街路比較的少く従つて資料甚だ不十分である。且つ區劃整理を行つたものでないため一部の地區を限つて明細に地價の變動を尋ねるに由なく、僅かに當時の道路敷地買収土地臺帳に現はれた買収價格と大阪市都市計畫部地理課に於て評價せる大体の現在地價とを得たに過ぎない。

而して右の兩者を對比するに買収價格意外に低廉にして現在地價甚だ高きことである。しかもこのことたる單に焼失地域に限つたことでなく、一般的に然るのである。即ち大火當時の大阪市の地價は商業中心地域は除いて未だ甚しく騰貴して居なかつた、それが經濟狀態の進展とそれに伴ふ大阪市勢の發展の結果、一般的に市内の地價の幾何級数的騰貴を生じたのである。

故に次に掲ぐる地價對比表が直ちに街路擴張計畫の結果なりとすることは出來ない。先づ以て一般的市況の方が重大要因をなして居ると解するのを適當とする。無論上福島方面に於ては前者の影響最も大であつたことは認められるが、さりとて一般的市況の影響を看過し去ることは出來まい。

しかし大火直後何等新計畫の發表も見ざるに焼失地域全般に亘つて地價が三四十圓騰つ^たといふ興味ある事實はある。殊に上福島方面に於ては無秩序混亂を極めた建物がなくなつたため、それに依り押へられて居た地價が正當なる更地の値段にまで上昇したのである。

上福島方面の買収は大部分四十二年中に完了して居る。四十三年に延びた所も大抵三月一杯には片付いて了つて居る。

左に貧弱なる地價表を掲げる。

上福島に於ける地價對比表

路線名	買收價格(圓)	現在價格
(一) 堂島小橋筋線	二〇——三七	三〇〇——四〇〇
(二) 沙津橋筋線	二七——五七	電車通以北 二五〇——三五〇 電車通以南 三五〇——四五〇
(三) 福島東西線	二五——三八	二〇〇——四八〇
(四) 上福島一丁目線	三〇——四七	三〇〇——四五〇
(五) 梅田橋筋線	二五——四五	四〇〇
(六) 西成郡役所前線	二五——四〇	三〇〇

(七) 福島會社路線

目	買收價格	現在價格
最高 最低 平均		
上福島中五	二八 二八 二八	二五〇——三三〇
上福島中四	二七 二五 二五	二八〇——三五〇
上福島中三	二四 一九 二三・八九	三〇〇——三五〇
上福島中二	六二 二二 三二・三二	三五〇——四〇〇
(以上淨正橋筋迄)		
同中一 (一九七番地 一一六)	三六 二六 二八・〇二	三五〇——四五〇
同中一 (一二五番地 四七)	六七 二六 三九・三九	三五〇——五〇〇

(八) 淨正橋筋線（府ノ施行セルモノナルタノ買收價格ヲ詳ニセズ）

西成線以南

五〇〇 — 六〇〇

西成線東海道線間

七〇〇 — 一、〇〇〇

東海道線以北

四〇〇 — 五〇〇

參考書類（電氣局ノ施行セル電車通り用地買收價格 — 此區ノ部分按率）

府北線

目黒田停車場前
至日本橋筋五惠美須町交叉點

三九三 買收着手

買收面積		金額	單價 最高 最低		平均
堂島濱邊 大江橋	坪	二九六三	二、五一八、五五〇	八五	八五〇〇
中之島二 大江橋	一、二六、四四	五、〇九四、三九〇	四一	四〇	四〇、二九
計	一五六〇七	七六一二、九四〇	八五	四〇	四八、七七
東梅田町					
會根崎上四 舊堀川	畝 四七六、七四	二八、六九七、四四〇	八〇	五五	六〇、一九
會根崎新地二					
堂島裏二					
堂島中二	目黒堀川 至渡邊橋				
堂島船大工町	三四六、三一	二四、六七一、五八〇	七五	七〇	七一、二七
堂島濱二					
堂島北一					
計	八二、三〇五	五三、三六九、〇二〇	八〇	五五	六四、八四

一丁目ハ
買收ナシ

南北線ノ内梅田新道

自梅田驛前
至大江橋北詰

四二、一一買收着手

東梅田町	一三三、五三	一〇、六〇三、四〇〇	八〇	八〇	八〇、〇〇
曾根崎中二	三二二、六六	二七、三三六、一七〇	九五	四二	八四、七二
曾根崎中二	六一〇、〇〇	三九、六五〇、〇〇〇	六五	六九	六五、〇〇
曾根崎中一	八五六、九一	五八、一五八、四七〇	七〇	六七	六七、八七
曾根崎上三	五四五、九五	三八、二六九、三〇〇	七五	四〇	七〇、〇九
曾根崎永楽町一五八、二二	一三、五三六、六〇〇	一〇、五	五五	八五、五六	
曾根崎新地一一六六、一九	一九、一二四、九〇〇	一二、五	一〇、五	六七、八七	
堂島裏一	六二、八五	七〇、六八、八五〇	一一、五	一三、四七	
堂島加太工町一五四、四五	一四、九七八、三一〇	一一、五	九三	九六、九八	
堂島加太工町	六三四	見積 五〇、七二〇	八〇	八〇、〇〇	進駐コト寄附 地三付録、並 額計入セズ 四二、六
堂島濱通一	八、三一	七五九、〇〇〇	一一、〇	九〇	九一、三四
計	三〇、一八	二二九、四八四、〇〇〇	一二、五	四〇	七六、〇四

曾根崎大涌橋線
自梅田新道
至天滿橋

四二、一二着手

曾根崎上三、二一 自梅田新道	二、五八二、七三	一〇、四七三、五五〇	七三	二五	四〇、五五
西梅夕枝町東梅夕枝町	一、六〇三、四二	七八、二九八、四三〇	五八	四〇	四八、八六
本橋町富田町 至堀川橋	四一八五、一五	一八三、〇三三、九三〇	七三	二五	四三、六九
伊勢町西堀川町	六三五、五八	三三、四一九、五〇〇	五五	五二	五二、五八
東堀川町 自堀川橋	六三五、五八	三三、四一九、五〇〇	五五	五二	五二、五八
南森町 至森町交叉點	六六二、一七	五〇、九二四、四一〇	九七	五四	七六、九〇
計	六六二、一七	五〇、九二四、四一〇	九七	五四	七六、九〇
南森町 自森町交叉點	六六二、一七	五〇、九二四、四一〇	九七	五四	七六、九〇
天御衛筋二	六六二、一七	五〇、九二四、四一〇	九七	五四	七六、九〇

大工町	八三〇、一一	四四、()三、三一()	九()	四三	五三、()
此花町					
河内町二	七四五七八	二九九九三、九八()	四三	四()	四〇、二一
壺屋町					
岩井町二	一、一一六()三	四一、()七九、三九()	四六	三()	三六八()
信保町	九七九、二()	三八九九九、四五()	四八	三八	三九八二
空心町	四三三三、二九	二()五、()〇、六一()	九七	三()	四七三()
空心町	九一五四、()二	四二一、四五四、()四()	九七	二五	四六、()三
計					
合計					

南北線ノ内渡邊橋筋擴張
目取神前屈曲點
四二、一二
至渡邊橋北詰

梅田町 目取神前屈曲點	三二七、四九	二四、五六、七五()	七五	七五	七五、()
曾根崎町新地	九六、四一	九九九、五七()	一二()	一二()	三、六八
堂島裏三	一()九、四八	九五九、三三()	八九	八七	八七、六三
堂島北町	一六二、四五	一四、一三三、一五()	八七	八七	八七、()
堂島中一	一三三、()	一一、五七一、()	八七	八七	八七、()
堂島中二	八五、五一	七、四五八、六四()	八八	八七	八七、二三
堂島濱通一	三九、四二	三七、()五、四八()	九四	九四	九四、()
堂島濱通二 至渡邊橋北詰	三三、三六	三一、一五五、九二()	九七	八七	九四、六()
計	九八七、一二	八四、一七四、九四()	一二()	七五	八五、二七

目取神前屈曲點
自福島中五、飯前屈曲點
四二、一二
至梅田新道 交叉點

上福島中五 目取神前屈曲點	一九()〇、二三	五三、二()六、四四()	二八	二八	二八、()
上福島中四	一五七、九八	三、九五九、八三五	二七	二五	二五、()六
上福島中三	七八一、一四	一八、六六四、三九三	二四	一九	二三、八九

上福島中二 至淨正橋筋	八六九、五三	二八、一〇六、五二七	六二	二一	三二、三二
計	三、七〇八、八七一〇三、九三七、一九五	六二	一九	二八〇二	
上福島中二 目淨正橋筋	二四六、七八	九、四七九、〇九〇	六二	二一	三八、四一
上福島中一	一、二二二、三八	三四、二五五、〇二三	三六	二六	二八〇二
上福島一	四四八、三七	一七、六六五、〇六八	六七	二六	三九、三九
西梅田町	六八、三六	三、八九一、一七七	六二	二六	五六、九二
西梅田町阪神出入橋 停留場前	三一七、〇〇	三〇、五一七、九〇〇	九六	九六	九六、二七 (阪神用地)
西梅田町	三、九一	一三八、七五三	五五	三五	三五、四八〇 (鐵道用地)
梅田町	一四六、九	三七四、九六二	二六	二六	二五、一二 (鐵道用地)
曾根崎新地三	六、四五	二二八、八八五	三五	三五	三五、四九
曾根崎新地三 主出入橋	一八一五	一、二一五、一四四	六七	六七	六六、九五
計	二、三四六、〇九	九七、七六六、〇〇二	九六	二一	四一、六七
曾根崎新地三 目出入橋	一、二五	二五、〇〇〇	二〇	二〇	二〇、〇〇 (鐵道用地)
曾根崎新地三	四三〇、三五	二二、〇八〇、〇四〇	六〇	五〇	五三、六三 (鐵道用地)
梅田町	五、七七	一一五、五〇〇	二〇	二〇	二〇、〇〇
梅田町 至櫻橋交叉點	一、七三八、三九	九九、九七一、九二〇	九〇	四一	五七、五〇
計	二、一七五、七六一二三、一九二、四六〇	九〇	二〇	五六、六二	
曾根崎上四 目櫻橋交叉點	一、六五七、六七	七、〇四四、九六〇	九〇	二八	四二、八五
曾根崎上三 至梅田新道	一、三五九、八八	五六、七〇七、四四〇	七五	三五	四一、七〇
計	三、〇一七、五五一二七、七五二、四〇〇	九〇	二八	四二、二七	
合計	一、二四八、二七四、五二、六四八、〇五七	九六	一九	四〇、二四	

上福島に於ける道路敷地買収土地価額の抜萃

地番	地目	買収面積	取得ノ日	登記ノ日	取得価格	坪當
一、堂島小橋筋線						
八六八ノ三	市街地 ^(宅)	坪合与 二・九・五	四二・一二・一八	四三・一・一五	八七八・四〇	四〇
八六七ノ三	同	三二・二・一	四三・一・二六	四三・二・三	八〇五・二五	二五
二、汐津橋筋線						
七九二ノ二	同	一三・四・三	四二・二・一六	四二・二・一六	七六五・五一	五七
二四八ノ五	同	三四・四・二	四二・二・二三	四三・一・一四	六八八・四〇	二〇
三、福島東西線						
四六〇ノ七	同	一八・四・〇	四三・三・一八	四三・四・六	六四四・六〇	三五
六五六ノ三	同	三・四・〇	四二・二・二三	四三・二・三	一八七・〇〇	五五
一〇四二ノ三	原野	五歩	四二・二・一九	四二・二・一六	一〇〇・〇〇	二〇
四、上福島一丁目線						
四一七ノ三	市街宅地	一・七・二	四三・一・二一	四三・一・二二	五八六・〇〇	五〇
四五四ノ二	同	二〇・五・一	四二・二・二六	四二・二・二五	七三八・三六	三六
五、梅田橋筋線						
三九五ノ三	同	二四・七・三	四二・二・一九	四二・二・二三	九三九・七四	三八
三八七ノ三	同	二二・三・四	四三・二・二二	四三・三・四	一三四〇・四〇	五〇

第三 神戸市に於ける土地區劃整理事業

一

神戸市に於て街廓の比較的整つて居るのは同市民が土地の區劃に就て整理の必要を感じて絶えず該事業を施行したに他ならない。

明治六年の頃外人が居留地を定むるに當り外人技師によつて計畫が建てられ街廓の割り方、道路の鋪裝、下水道の敷設等相當考慮されて施行せられた。

これが範例を示したためであらうが市の發展に伴ふ膨脹地域に於て宅地の造成されんとする場合には常に整理が行はれて來た。

左にこれを年次的に表示して見る。

追加及工事

年次

工費

需要

坪

一、居留地區劃整理

明治六年

二〇三、九〇〇 兩

四〇、〇〇〇

二、長狹道一圓道整理

明治六年

37

38

三、永岸道一圓道整理

明治七年

四、新生田川以西區劃整理
居留地以東

明治二十一年

五、中山手一圓の道路新設

明治二十一年

六四、五〇〇 圓

六、大開道一圓の道路新設

明治二十四年

一二、四〇〇

約五、〇〇〇 圓

七、兵庫縣裏須佐一圓の道路完成

明治二十八年

七五〇〇

約四、三〇〇

八、曾下山下鐵路以北一圓の道路整理

明治二十年

二、四八〇

九、舞台生田川以西道路完成

明治二十二年

四、〇〇〇

十、新生田川以東春日野道以西鐵道以南道路完成

明治三十四年

三、九〇〇

十一、明治通一圓道路完成

明治二十四年

約一、九八〇

十二、東尻池芳野町一圓道路完成

明治三十七年

三、六四〇

十三、尻池濱添通一圓道路完成

明治三十九年

三、七〇〇

十四、尻池御藏通一圓道路完成

明治四十年

七、五〇〇

三、〇六五

一、六〇〇

場所及工事

場所及工事	年次	工費	備考
宝、香町一圓道路完成	明治四十年		三、六六〇坪
伊、葦台寄野道以西	明治四十一年		
石井夢野一圓地區	大正三年		現時完成
大塚、長田、宮川、	大正四年認可	一六一	大正九年完成
大目土地區劃整理組合	大正十年認可	二、四六七、五〇〇	一六四町歩
夢野土地區劃整理組合	大正十一年認可	二六七、七〇〇	四四町歩
長田土地區劃整理組合	認可申請中	二六四、六〇〇	八〇町歩

この他目下計畫中のものに横越地横越道に於ける區劃整理がある。

此處は目下倉庫地帯で相當大きなものも立並んで居る、しかし區劃は新然として居り路幅も比較的狭少であるがためその利用率が上らない。ためにその隣接地たる店

間地が坪當り六百圓乃至貳千圓に達して居るに拘らずこの地は八九十圓乃至百五十圓位に止まつて居る。

又一方將來三の宮驛が現在の阪神電車線と鐵道との交叉點に移轉する計畫がある、この計畫と相俟つて區劃整理によつて路線計畫を備へ將來の三の宮驛を中心として放射狀に路線を定めこれに適宜に補助線を配することゝする。而して將來の三の宮驛と第二突堤とを結ぶ街路を擴張してこれを幹線とする。

この經費は土地並びに建物收用費は坪當平均三百五十圓乃至五百七十圓、工事費、漬地、道路用地等全部にて坪當平均二百圓である。故にこれ等の費用即ち最高坪當七百七十圓を投じてても整理後は當然購地と同程度の地位になるがため購地の地價六百圓乃至二千圓には勝ることゝなり、収支が拮に償つて餘りあるわけである。

尙該地は大地主多く又地主もこれが施行を希望して居るから横瓦造の倉庫多きに拘らずその實現比較的容易なるとの觀測が行はれて居る。

向この他東部隣接町村に於て整理を行はれたるものが多し。即ち西番村の如きは近年急激に發展したのであるが在來の畦畔と里道とによつて漸く交通せる状態であつたのを市に編入されると同時にこれを市街道路と聯絡させるため區劃整理を斷行した。その他芦屋川に至る町村は鐵道線路以南は大体耕地整理を了つては居るが道路幅員が狭小であつたがため未だ家屋の幅比なさない間に幅員を擴め一町四角の街廓の中にも適當に道路を配置した。又鐵道線路以北の大部分も今日に於ては道路計畫を完成しこの計畫と相俟つて區劃整理の計畫を樹てやうとして居る。

一、大阪市

61) 路物整理事業

口達（寛政八丙辰年十一月廿四日）

今日宗旨町々年寄北組惣會所へ被呼出、左之通被仰渡候

- 一 大道に家を建出し候事
- 一 大道堀込柱を建、板敷又は目覆付おたれの事
- 一 軒下石垣しつくひにて築上げ、直居の水はしりだし、又は大道迄築出し、兩賣物差置候事
- 一 軒下竹垣板圍、又は壁を付圍ひ、屋敷の内へ仕込候儀、並雪隠等致し候事
- 一 軒先大道へ植木うへ候儀有間敷事
- 一 大道へ棒を渡し、干物等仕間敷事
- 一 軒下駒寄堀込に仕間敷候事
- 一 町中辻行盤置候事

45

46

右之通軒下大道を我儘に仕候儀は、剛々より停止被仰付置候處、近頃等間に和心得、右等の建方數ヶ所相見へ候間、右等之仕方有之處は、其町々より書面を以可被申出候、此方共罷越致見分候上、難捨重取拂はせ候分は、可致差置候間、先町内にて混雜不致候様被相調、書面を以可被申出候、 以上
提れ

此書付来る廿八日九ツ時迄に、壹町限三郷共北組惣會所へ可被出候、已上

口達（同月晦日）

- 一 町々軒下出張之儀に付、此間書付被差出候處、右取調之儀は先被差止候間、此段奉知可有之候 以上

辰十一月晦日

大阪市の道路には其職員に就て開府以來の制定があつたが後に「軒下大道」と

稱して交通の妨害にならざる程度に於て道路敷地に亘つて軒先の掛出しを認容した。その結果漸次道路敷地を侵して家屋を建築する弊に陥り當時の大阪町奉行は數次これが取締を布達したがその実績多く擧げなかつた。下つて明治四年大阪府達を以て爾後家屋の新築又は改築の場合には必ず道路境界線迄後退して建築すべき旨規定した。これに依つて初めて修理の緒に就くを得たのであるが、その効果たるや家屋の自然頽廢若くは焼失に因りその新築又は改築の必要あるを俟つて初めて顯はるゝに過ぎないがため、整理の進行甚だ遅緩であつて交通量の増加に伴ふ時代の要求に應ずること不可能であつた。しかのみならず既に改築を了つたものと未了のものと交互に凸凹錯綜して街路の外観を傷めることは勿論その効果をすら認むることが出来なかつた。

こゝに於て市はこれが進捗を期すべく大正六年以降軒先剪除に要する見積費用の半額を家屋所有者に補給（平均坪五〇圓乃至六〇圓）し緊急を要する部分から序

を追つて職員整理を遂行するに決し爾來これが實施を續け今日に至つて居る。

軒先を剪除さるゝ者はこれを機會として、多くは在來の格子にて蔽はれたる薄暗き店先を改良して陳列窓を有する近代物的のものとし（故に大部分は軒先剪除でなく、家屋の新築である、従つて補助金を當にせず相當の資本を下して居る者が多い）ために剪除を施行された街路は面目を一新して居るのである。

しかしこの施行法に於ても豫め繼續年度を定めず大約大正十五年完了を目安とし、普通經濟の餘力を以て事業を進めて居るに過ぎるがため、その結果は幾分整理の速度を増し得たるに止まり未だ満足なる実績を擧ぐるに至らないのである。

道路敷地を侵せる建物坪數は約七萬一千坪餘であつてこの内擴張路線に該當すべき部分並びに事業進行中に自然減少すべき推定坪數を控除し今後整理を要する面積は六萬七千坪と算せられる。

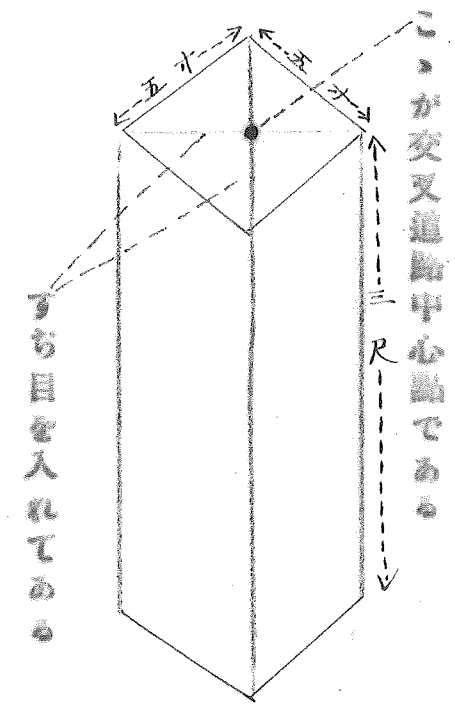
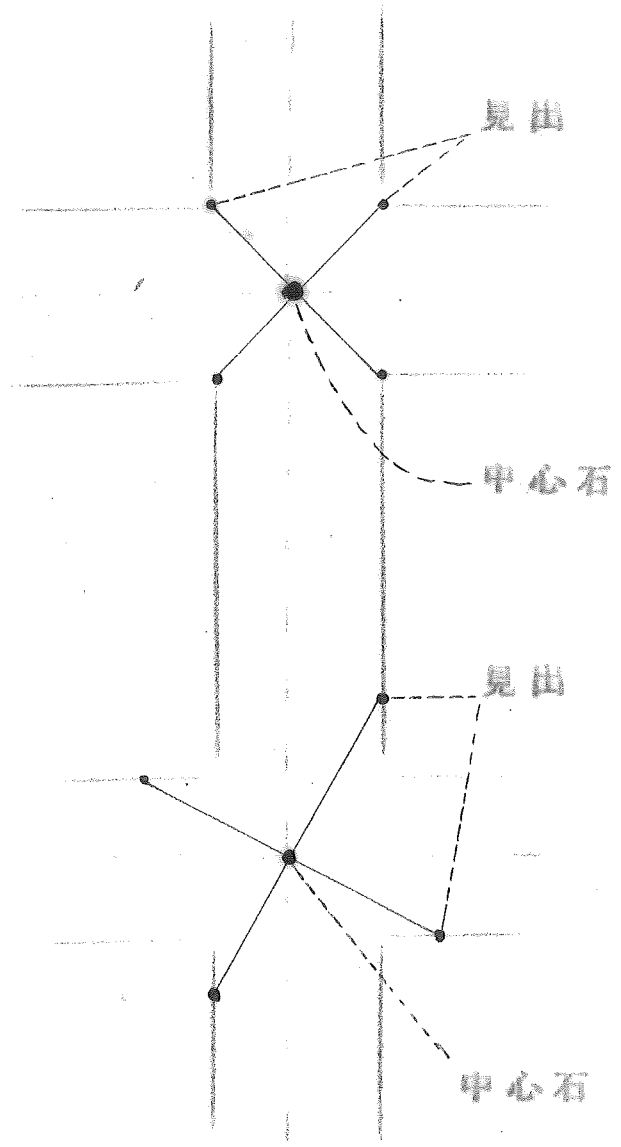
大阪市に於てはこの道路敷地を侵せる土地に對して税の形で使用料を徵集して居

る。これを特別税坪数割と稱して居る。この財源は軒先剪除の事業の進捗するに連れて道路敷地を侵して居る坪数と相俟つて遞減する。因みに本年度の收入は左表の如くである。

地位等級		
一等地	一二、 圖	一、二七五坪
二等地	九、	六、七八五
三等地	六、六〇	一一、五九〇
四等地	四、四〇	四、四四五
五等地	三、〇〇	一、〇二〇
計		二六、一一五
前年度		一八二、〇七七
		二七二、〇八四

(四) 中心石

大阪市に於ては道路の位置を正確に記録せんがため道路中心線の各交叉點の地中に五寸角の長さ三尺の石を埋めて居る。これを「中心石」と稱する。明治三十年頃から初めた仕事である。而してこれを登録する中心石臺帳を作成し、これに各中心石が隣りの中心石との間に持つ四つの角度を正確に測つて記入してある。この中心石臺帳には全市の中心石が全部記載されて居るのであるから、これに依り道路の位置又は境界線に關する何等の紛らはしい點も残して居らぬ。この中心石を見出すに便利なるため道路の交叉點の四圍の街角にある建築物の適當なる場所に夫々標識を打つて置く。これを「見出」と稱する。この見出を結ぶ二つの對角線の相交はる處が中心石の在處を指示するやうになつて居る。



ハ 安泊川土地株式會社

大阪市の内外に於て土地建物に關する會社は頗る多い。その中安泊川土地株式會社は土地を整理にするに當つて土地區劃整理の法令に基いて施行したるものであつて大阪市に於てはこれが嚆矢である。これは組合組織によつてなされたるものではなく、この地の地主五六名のものが合同して會社を組織し單獨施行を行つたものである。而して整理事業は既に完成して居るが手續上に不備があるため未だ認可はされて居らない。

その經營地は樂港に近く位し五十畝坪からの廣大なる面積を有し資本金二千八百萬圓にしてその位置、資力等に於ても頗る有力なるものであるがその設計に至つては營利上からぬ束縛を受くるため寒心すべきものがある。

即ち道路その他の施設物のための償地は採算上如何にしても二割を超へることが出来ない。それがため街廓の劃方に於て非常に制限されその奥行の最も深いもの

は七十五間もある。その平均に於ても四十間を下らないのである。しかもこの街
 内内の割地の敷方に於て會社としては何等の制限も加へないのであるから、今後
 家が建込んで来たならばその混雑亦甚しいものとならう。後述するが如く神戸
 に於て一街廓を一町四方の大街廓となしその中に何等の制限を行はなかつたため
 に、数路次、近路次を斷斷に生じ混雑錯亂に陥らしめた事例がある。その割地
 を此處に分譲まんとして居るのである。この弊は獨り安部川土地株式會社のみな
 らず實利を根本とする商會社の土地經營に於ては何れも餘蘊なくせられて居る
 ことである。

本會社のプランも府廳の技師の手が入つて居るのたさうで、決定を見るまでは
 般度も修正されたとのことである。

但し何れの當事者にも定見のなかつたことは左の事項に依つて露せられるであら
 う。

一、大阪市都市計畫として立案されて居る街路計畫中の一路線が本會社の建築
 した街路と全く無關係にその全敷地を横斷して居ること。

二、阪東オリビック大會が大阪に開かれたる際、大阪市は永久的市立運動場
 を建築することになつた。そこで本會社は進んでこれが敷地を提供したのであ
 るが、元來運動場の如きはプラン中に全然含まれて居なかつたものであるから

四、且の街廓を潰して應急的にその敷地を造成した。従つて全體のプランと何
 等の聯絡がない。

折角プランを樹て、宅地を造成する以上今少し何とかならぬものかとも思はれる
 が、震災前の東京市に於ける市面積と道路面積との比率が一割九厘であつたこと、
 又復興街路計畫が單に街路の新設擴張に止まつて居ること等を考へればそれも望
 みであらうか。

(一) 大阪市内外ニアル土地建物會社

第一表 一覽表

大正十年

設立年次	設立會社數	公稱資本金	拂込資本金
明治三六	一	五〇〇〇、〇〇〇	五〇〇〇、〇〇〇
四五	三	六六〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
大正元	三	一〇、九二五〇〇〇	七、六九一、二五〇
二	一	五〇〇〇、〇〇〇	二、〇七五〇〇〇
三			
四			
五	四	八、八〇〇、〇〇〇	五、八七五〇〇〇
六	四	二九、六〇〇、〇〇〇	一八、八五〇、〇〇〇
七	一二	四二、二〇〇、〇〇〇	一二、九二五〇〇〇
八	二七	一一一、四〇〇、〇〇〇	五八、〇〇〇、〇〇〇
九	一四	五三、三〇〇、〇〇〇	一三、四二五〇〇〇
十			
計	六九	二七二、八二五〇〇〇	一二八、九四一、二五〇

第二表 經營概況

(A) 市内

會社名	設立年月	資本金拂込金額	最近年配當	經營の概要
城南土地	七八	一、〇〇〇、〇〇〇	八分	所有地七、五五三坪(工事完了)住宅五〇
泉尾土地	三六、一二	五〇〇〇、〇〇〇	一割六分	所有地二、二一八、〇〇〇坪
大阪港土地	四五、五	五〇〇〇、〇〇〇	無	内工事完了九、一六二坪(工事中三三〇、七〇)
四橋建物	七八	三〇〇〇、〇〇〇	五分	所有地一八〇、〇〇〇坪 内工事完了二〇〇、〇〇〇坪 ビルディング經營

(四) 大軌沿線

所有地	二、一三、七〇〇坪
共有地	二、〇八〇〇坪
借入地	二、〇〇〇〇坪
埋立權利	三、一九〇〇〇坪
住宅	
建築済	一、二〇八戸 (賃貸中)
建築中	四〇〇戸
建築豫定	七七四戸
及アパート	一戸

會社名	設立年月	資本金額	最近年配當	經營の概要
東大阪土地建物	五、一一	一、〇〇〇〇〇〇〇〇	一割	所有地七四、四〇〇坪
日本土地信託	京阪	ノ部		所有地六三、〇〇坪
石切土地建物	八、一一	一、〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地一七、七〇〇坪
大東土地	七、一〇	六、〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地一八五、〇〇〇坪
目下温泉	八、一二	一、五〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地八五、〇〇〇坪
瓢箪山土地	六、八	四、〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地七九、〇〇〇坪
牧園土地	八、一二	一、二〇〇〇〇〇〇〇〇	無	内工事完了二、〇〇〇坪
大生駒土地	九、九	二、五〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地四〇、〇〇〇坪 (未着手)
生駒中央土地	九、一	一、〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地一八〇、〇〇〇坪 (準備中)
生駒土地	八、九	一、〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地六〇、〇〇〇坪 (未着手)
生駒聖天土地	八、九	一、〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地六〇、〇〇〇坪 (未着手)
大軌土地	九、四	一、〇〇〇〇〇〇〇〇	無	所有地一三〇、〇〇〇坪 (未着手)
計	十一	二、六七〇〇〇〇〇〇	有一 無一〇	
所有地	住宅建築済	九八三、四〇〇坪		
住宅建築中	五一戸 (賃貸中)			
建築中	二戸 (賣却済)			
四戸				

（ハ）阪急沿線

會社名	設立年月	資本金拂込金額	最近 年配當	經營の概要
日本土地信託		京之部 三〇〇〇、〇〇〇 六九、九九五〇 三〇〇〇、〇〇〇 七〇〇、〇〇〇 不明	八分	所有地一九七〇〇坪 未着手地一九四〇〇坪 所有地二五九〇〇坪 未着手地三一〇〇〇坪 所有地 三六〇〇〇坪（工事中） 四二、八〇〇坪（二三〇戸ヲ建築中） 二七、三〇〇坪（二二七戸ヲ建築中） （藥ノ豫定）
北大阪土地	六三		無	所有地二〇〇〇坪 一七八〇〇坪（半ハ池沼） 所有地七〇〇〇坪 内工事完了二二〇〇坪 内一五〇〇〇坪ハ賣却済
西宮土地	八一二		無	所有地二一三三〇〇坪
阪神急行電鐵	四一		無	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪
浪速土地	四五五	二、四二五〇〇 一〇九、一二五〇	四分	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪
甲陽土地	七五	一、〇〇〇〇〇 二、五〇〇〇〇 一、〇〇〇〇〇	一割	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪
寶中土地	八一	一、二五〇〇〇 五、〇〇〇〇〇 一、二五〇〇〇	無	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪
花屋敷土地	七三	一、六〇〇〇〇 五五、八九三〇	無	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪
大阪郊外住宅	八一	一、〇〇〇〇〇 四、〇〇〇〇〇 一、〇〇〇〇〇	無	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪
帝國信託 株式會社	八五	一、五〇〇〇〇 三、七五〇〇〇 一、五〇〇〇〇	無	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪
大和中央土地	七三	一、六〇〇〇〇 四、〇〇〇〇〇 一、六〇〇〇〇	六分	所有地九〇〇〇坪 内工事完了二〇〇〇坪 未着手地三〇〇〇坪 住宅 二〇戸（賣却済） 三戸（賃貸中） 所有地二三〇〇〇坪

計	御影土地	六甲土地	ラジウム土地	塚口土地	岡町住宅經營	芦屋土地
十五社	九三	九一	九八	八一	明治 四五二	七一
(外ニ個人經營一) (電線營業一)	二五〇〇〇〇〇〇 七二五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇 三三〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇〇 七五〇〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇〇〇 六〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇 四〇〇〇〇〇〇〇〇
ナスモノ一 ナキモノ一	無	無	無	無	之ヲ行 ハズ	無
一割	所有地二七九二、〇〇〇坪(他ニ信託地三一、〇〇〇坪アリ)	摩耶山麓七八九六〇坪ヲ有ス、目的則者ニ同ジク經營ノ云フニ足ルモノナシ	吉樂園ノ山地六七四〇坪ヲ有シ土地建物ノ經營賣買賃貸ヲナス目的ナルモ全然未着手	川邊郡塚口村及東富松二八〇〇坪ヲ有シ工事完了住宅四〇戸ヲ建築シ賣却ノ予定、尙逐次建築ノ見込	岡町ニ七五四〇坪豐中新屋敷ニ三五四〇坪ノ住宅地ヲ有ス、住宅既設四〇〇戸、此敷地九〇〇〇坪ナリ	精進村芦屋ニ約三〇、〇〇〇坪ヲ有スルモ山奥ニシテ人里遠ク住宅經營ニ不適ナリ現今只木柵ヲ立ツルノミ經營ニ着手セントモセズ
住宅建築費一、八七戸 建築中 三九戸 建築豫定一〇六戸及 アパート 工事完了	本沿線ヨリ北二十五丁ノ六甲山麓約七〇、〇〇〇坪ヲ有ス、面積二二、〇〇〇坪(内一五、〇〇〇坪ハ賣却済)遊園地ヲ設置シ土地並住宅ヲ經營スルヲ以テ目的トス既建築ハ住宅二十戸其他店舗、料理場等ヲ合セ一五戸直接經營ノ落場、俱樂部等ヲ除クノ他全部賣却セリ近ク賣甲土地株式會社ヲ合併シ資本金三百十萬圓トナシ益此ノ一帯ノ地ヲ開發スル目的ナレドモコ、ハ住宅地ニ非スシテ遊覽地ナリ					

利益配當スルモノ一
ナキモノ
所有地六七〇、八〇〇坪
住宅建築中三〇戸
豫定一二〇戸

[illegible]

尼崎市下ニ住宅地一〇、〇〇〇坪
ヲ有スルモ未ダ經營ニ着手セズ

工業倉庫地

尼ヶ崎川城内、住宅、土地双方ト
モ賣却

所有地四五、〇〇〇坪阪神北大阪線
ノ沿線ニアリ專ラ土地ノ經營賣却
及賃貸ヲナス

利益配當ヲ 所有地二九五、二〇〇坪
ナスモノニ 住宅建築済九二
ナキモノ三

大阪野江 土地建物	八、一二	二、五〇〇〇〇〇〇 七、二五〇〇〇〇〇	無
攝津土地	明治 四、五、六	三、五〇〇〇〇〇〇 三、五〇〇〇〇〇〇	八分
日本土地信託	七、四	二、五〇〇〇〇〇〇 五、一二五〇〇〇〇	無
城北土地	八、五	三、〇〇〇〇〇〇 一、一二五〇〇〇〇	無
計	四、五	三、〇〇〇〇〇〇 一、〇四七五〇〇〇	

二三、五〇〇坪	三〇戸	建築済
内四三〇〇	(工事完了)	百三十三戸
二一三、八〇〇坪		
六一、〇〇〇坪	四一、四九八坪	
内一八〇〇〇	(中)	内一六三〇〇
三一二、八〇〇坪		(着手)
利益配當スルモノ一		
ナキモノ		
所有地六七〇、八〇〇坪		
住宅建築中三〇戸		
豫定一二〇戸		

(1) 南海及阪堺沿線

神戸信託 株式會社	四四二	一割三分 一五〇〇〇坪	一上、〇〇〇坪(千里山) 二、〇〇〇坪(豫定)
大阪住宅經營	九三	無	一八〇〇〇坪(千里山片山) 百三、三十戸ノ豫定
古川榮吉氏 經營地	一	無	所有地五四三、〇〇〇 住宅建築済 六(賃貸中) 同 一(賣却ノ豫定) 建築中四六四 豫定二七五〇
計	外二電線一	無	
堺大浜土地	八一	無	一、一〇〇坪 五七〇〇(未着手)
南大阪	五一二	無	一一七〇〇坪(未工事) 二六〇〇〇坪
帝國信託 阪急沿線			
大阪住宅經營 京阪沿線			一五〇〇〇坪 一五二戸
日本土地信託 京阪沿線			
大阪大王子土地	八八	無	五、〇〇〇坪
阪南土地建物	五八	三分六厘 二二六〇〇坪	
北濱寺土地	八六	無	二、五〇〇坪
濱寺土地	七七	一割	三七、〇〇〇坪 一〇戸(賣却済) 四(建築中)
南海土地建物	八五	無	三、五〇〇坪
計	七社	所有地三三一、三五〇坪 建築済一五四(賃貸中) 一〇(賣却済)	

無有五二

(子) 總計

土地建物會社

五八

資本金額

二六二、六二五、〇〇〇 圓

拂込金額

一二六、二〇五、一三〇

有配當

一九

無配當

三九

電線會社兼營ノモノ

二

個人經營ノモノ

三

所有地

七七、三〇六、一五〇 坪

共有敷地

二〇、八〇〇 坪

借入地

二〇、〇〇〇 坪

獨立權地

三一、九〇〇 坪

信託地

三一〇、〇〇〇 坪

建築済

二、七三四 戸

賃貸中 一、五三一 戸

賣却 一、二〇三 戸

建築豫定

四、八六〇 戸

建築中

九三七 戸

アパートメントハウス

二

二、京都市

山 京都新都市計画と郊外地統制

京都市に於ける新都市計画の概要を掲ぐれば左の如し。

其一、道路

幅員

延長

二十四間

一、九八九間

二十間

一、二九五

十五間

三、〇六六

十二間

二〇、〇八五

十間

八四

九間

七、七六五

八間

一、一四五

六間

五三、二六七

四間

六七、四七七

三間

三四、〇六三

其二、橋梁

延長合計

一、三四四・五間

面積合計

九、五七・〇五坪

其三、公園及運動場

幅員

ヶ所

面積

四三、二二七坪

其四、運河

延長

五、六〇七間

船溜及荷揚場

ヶ所

其五、放生川改修

延長

二、九三〇間

延長合計

一九〇、二三一

上 費

壹億参千七百参拾八萬五千七百七拾五圓

備考

本道路費ニハ下本費ヲ含マズ

關してその道路計畫は附圖によつて明かなるが如く、既成市地城に對しては早に幹線道路の擴張に止め、主力を西部及び西北部の郊外住宅地の統制に注いでゐる。市内の都市計畫中重要なものとして、中央幹線を従来の烏丸通より堀川通に移せることを計画する。その決定を見た理由は京都市の膨脹地域が東部は東山に遮られてその餘地無く自然西部に向ふであらうといふ推定に從ひ、然るときは堀川線が將來の京都市の中央線實線になるであらうといふにある。且つ堀川線を北方に延長するときは上賀茂に達し、南方に延長するときは伏見に聯絡することも考慮に入れられたことである。四つ七條線は現在烏丸通に正面して居るのであるが、元來東海道線が平面軌道であるために京都市の南方への膨脹を悉く阻んで居るの

で、將來どうしても高架にすべきものであり、従つて京都驛も改築するべきものであるとの見地から該驛の現在の位置はあまり重要視されなかつた。

郊外地の統制中北部は小住宅地として計畫されたもので、舊來の京都の街廓が南北は長かつたのに反し東西に長く計畫されて居る。住宅地のことであるから日當りのよきことを主眼としたためである。

西北部は高級住宅地である。地勢に高低あり、風趣に富み土地の極端なる利用を計すべからざるものであるが故にこれを高級住宅地に充て湾曲道路を繞らして居る。

尙これだけの郊外統制のため新たに六百分の地圖を作成したのださうであるが、その原圖を作成するに三箇年を要したさうである。稍々迂屈の感を催さしめる。附圖第京附一圖参照

73

(四) 地域制

京都市の地域制は既に地勢上略々決定して了つて居るので、委員會に於ても大した問題も出ず簡単に片付いた。

詳細は京都市計畫住居地域商業地域並に工業地域指定理由書(資料の部)参照

(イ) 疏水

都市經營上から見た京都市最大の弱點は水道、電気、(燈用、電力)消防、運輸等を總て唯一の疏水に仰いで居ることである。一度その導水渠の一面所に故障を生じたならば京都の生活の大半は停止して了ふ。かゝる重要な機能を有する疏水を唯一本で甘んずることは何としても危険なことである。これを擴張すべきことは京都市の發展及び安全のため最も必要なことである。

74

三、神戸市

(1) 街廓の大きさ

神戸市に於ては曩に述べたる如く明治初年以來殆ど全市に亘つて街廓の區劃の整理を行つた。故にこれを一見するときには規矩整然たるもの、如くに見える。

さりながらその土地の區劃に就ては桓武天皇平安京創設以來都市の區廓に用ひられたる井田の法に據れる一丁四角の碁盤目狀をその範疇襲し現狀を變へるところ少なかつたために所要劃地の大きに比較して過大なると又街廓内の小路に關する何等の取締りを行はざりしたため一步街廓内に踏み入れは最廣九尺、狹きは幾かに身を容るゝに足る三四尺の蚯蚓路次第が紆餘曲折して居り、迷路そのもの、如くである。その著例二三を舉ぐれば

第一例、番町方面

この方面の街廓は一丁四角に區劃され規矩整然たるものであるが前述の如く一度街廓内に入るときは一問未滿の小路錯綜し建物は敷地一杯に建てられ何等の統一なく衛生上交通上保安上甚だ苦心すべきものである。附圖第三圖參照

第二例、市電鐵道停留場以東雲井通、小野町通、御通方面

この方面の街廓も亦一丁四角に區劃せられその表街路に面するところは主に商業を営み内部は住宅を以て充され人口一人當四坪強の過密に陥つて居る。各通は八丁目の阪神電車通りに面する部分は商業を営むに最も適するが故に利用面積を多からしむるため電車通りに面して南北の小路を以て區分せられ他は何れも東西の小路により四乃至五分せられてゐるのみである。しかもその小路は最廣九尺の幅員を有すに過ぎざるがため光線の供給空氣の流通共に甚だ宜しからざる情態である。

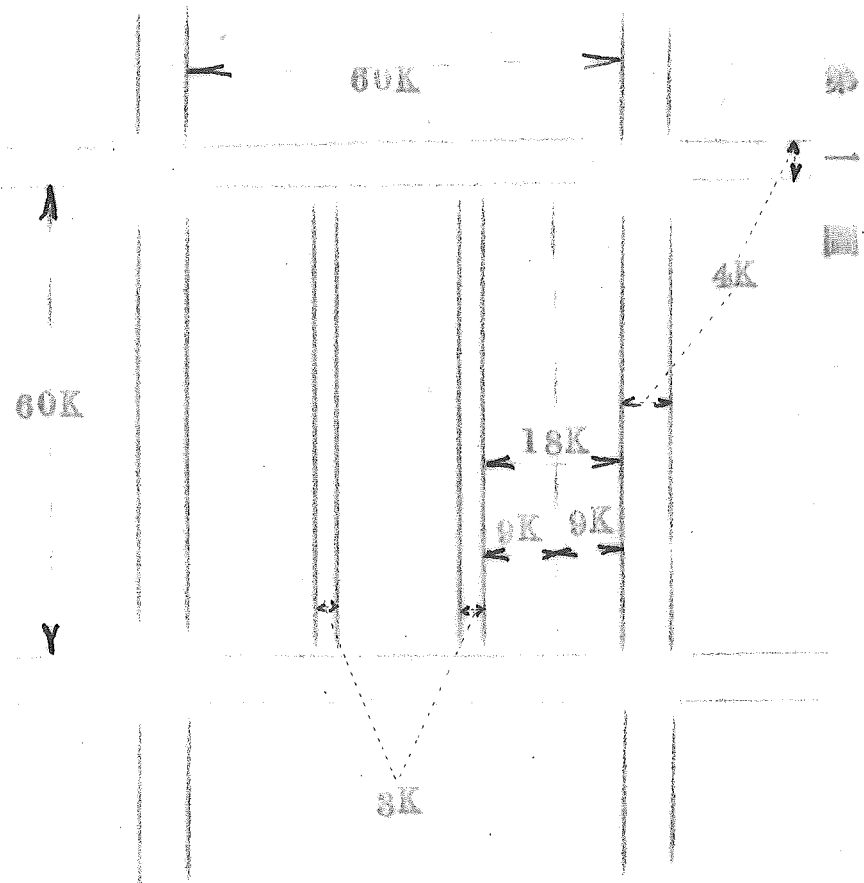
第三例、中山手通一、二丁目及その附近

この地方は住宅地に適せるを以て、海岸居留地の發達に従ひ内外人の住宅を構ふる者多くこの邊一帯は傾斜地なる上從來不規則なる地畵をその住宅地に變更し自由な家屋を建築せしめたるため少しく大なる邸宅を構ふる者は高き擁壁を築き、

又眺望を擅にせんとする者は更に廣大なる邸宅を構へ遙に高き擁壁を築造し小住宅は擁壁の下方に築造せられ極めて不規則なる小路多き市街を形成するに至つた。その他中山手上方山本通方、龍内方面、奥平野方面等にもこの弊を隨所に見らる。

次に神戸市内に於ける街廓整理の方策として同市役所に於て考慮中のものを摘録してゐる。

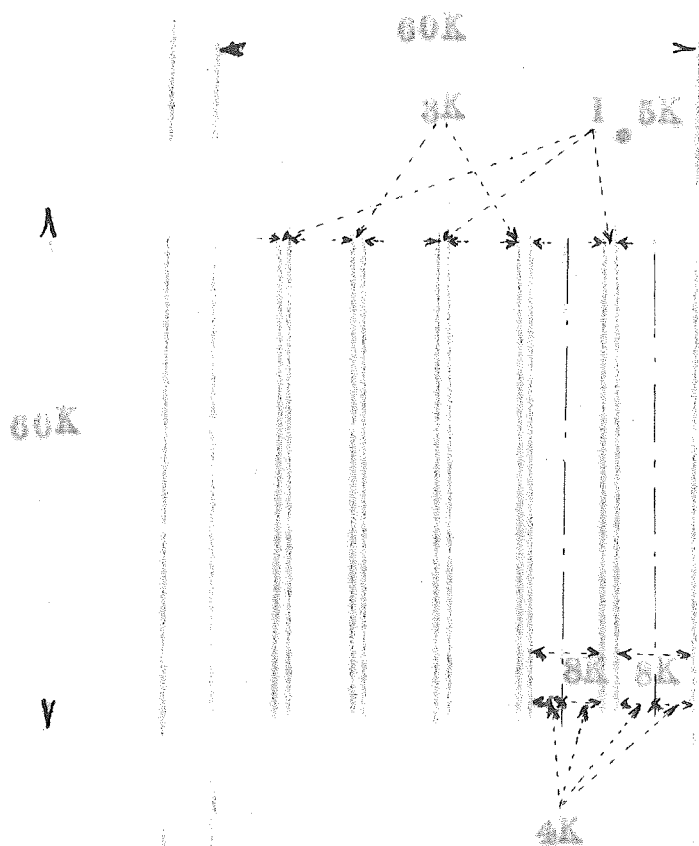
第一 一丁四方の區劃に類する四間道路を以てし更に三間道路を以てこれを三分せんとするものにてこの區劃による時は宅地奥行八間前後迄の小住宅（宅地三十一坪、建坪十八坪半前後の程度）裏側を相接して作ることが得ることになる。もし兩側に作らざる場合は相當大なる住宅を作ることが出来る「第一圖参照」



第二 前例の小區劃を更に一間半の街路を以て中央より縦断せんとするものにしてこの場合には宅地奥行四間前後迄の小住宅敷地となすに違ふやうになる。現に

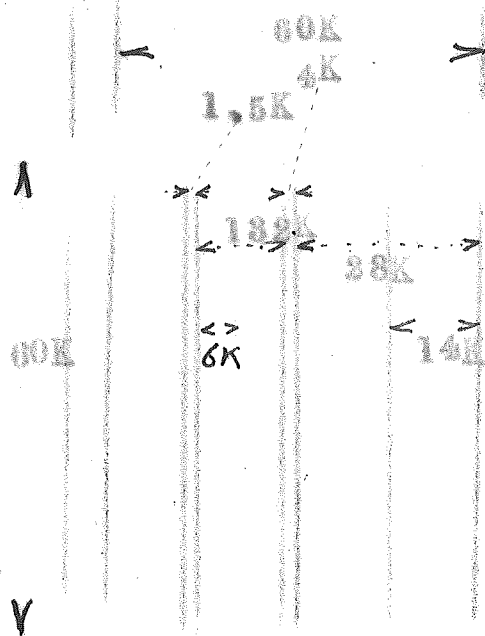
市街地建築物法に則りたる大阪市電線乗員公會の住宅奥付は四間半（附下廻坪十一坪半に對し直廻四坪半有り）である。第二圖參照

第二圖

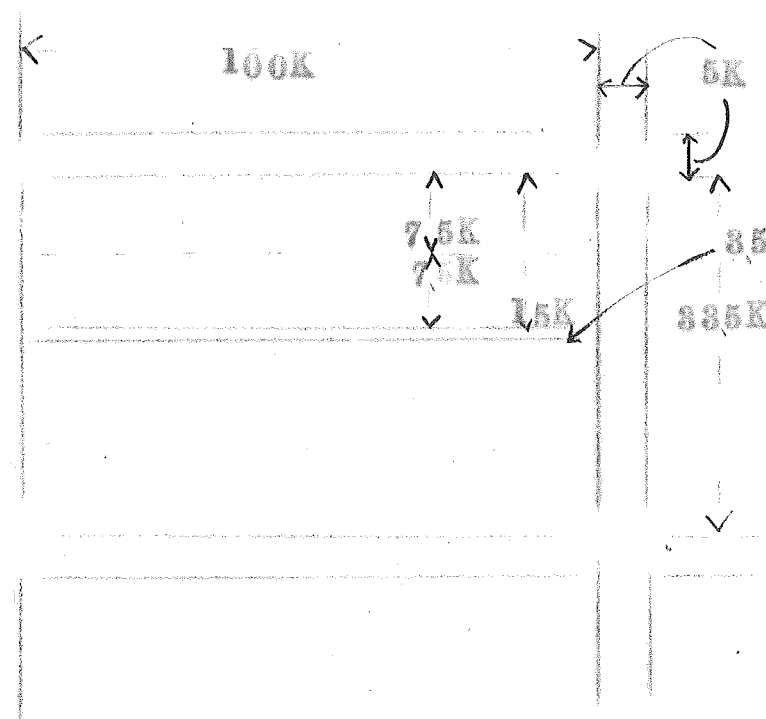


第三 一丁四角の區画を二分し四間道路を造せんとするものであるつてこの附圖による時は各區画は二十八間半のものとなり相當大なる住宅を構へることが出来る。更にその區画を兩分するときは奥付十四間の住宅となり中流住宅として相當なるべく又その區画を一間半の道路を以て縦に兩分するときは住宅奥付六間の小住宅の表側を相殺して作ることを得るを以てこの區分法は上中下何れの住宅敷地にも適當なるものである。【第三圖參照】

第三圖

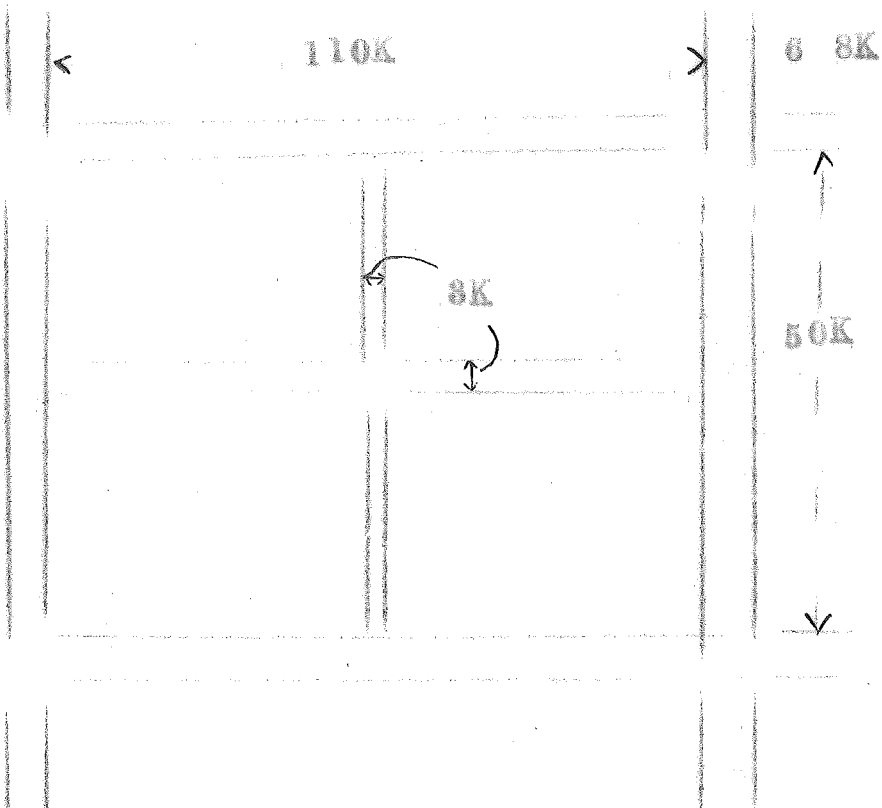


第四 短軸三十五間半長軸百間を一區劃として周圍に五間道路を造り三間半道路を以て中央より縦斷し更にこれを二等分し奥行七間半の宅地となさんとするものである「第四圖参照」



第四圖

第五 長軸百十間短軸五十間を一區劃とし周圍に六間乃至八間の道路を造り更に三間道路にて田の型に四等分せんとするものである。「第五圖参照」



第五圖

第六 次ぎは中央商業地域に於ける設計であるが地域の性質上、土地の利用を全か
らしむるため方形の小區劃をなし區劃側と共に地番側をもなさんとするものであつ
てこの區劃によるときは各地番は街路に面するを以て多くの小路を生ずる虞がない。
尚神戸市に於ては近年同市發展の趨勢に徴し現在居留地より東生田川に至る地帯に
大建築物地域を敷定せんとする計畫がある。

その整理の大体方針は米國都市の近來の傾向並びに現在居留地の實例を参照して短
軸三十間乃至四十間、長軸四十間乃至六十間とし車道は兩側に一車づゝの大型自動
車が停止して居ても尚二臺の自動車可以自由に相反向して走り得るゝを目安として
六間とする。歩道には並木を植栽する必要上二間とし合計十間を街路の幅員とする。
この地帯のことに關しては前記神戸市總動整理事業中に詳述せる處であるが、該地
帯が將來本市の商業中心地となるべき運命を有することゝ茲に重ねて指摘して置く。

・・・・・・

尚、神戸市の現在市内道路面積は約五二四、三六〇坪であつて市街面積六、一五〇、
〇〇〇坪の約八・五「パーセント」である、東京の一〇・九「パーセント」より尚
低いわけである。

尚現在神戸市人口分布の狀態を見るに左表の如くである。

地帯別	面積 (坪)	人口	密度	
			一人當り坪	千坪當人口
海岸地帯	三一六六〇〇〇	二五三、五七〇	一二、四	一五、一
中間地帯	一、七五〇、〇〇〇	二、七〇一、〇〇〇	六、四	一五、四
山手地帯	一、一二〇、〇〇〇	七四、三五〇	一五、〇	六、七

大神戸地帯別人口密度計畫表 (一人當り坪)

密度	海岸地帯	中間地帯	山手地帯
現在密度	一三四	六、五	一五、〇
計畫密度	一三、〇	七、五	一五、〇

（四）新川組民窟

（其合警察署の調に據る）

一、新川改善地帯内戸数人口表

大正十二年七月末現在

合計	戸数		人口			
	本籍	寄留	男	女	計	留
合計	六七一	五二二	一、三七四	一、二七二	六五二	三、四一三
						〇五二
						六、三九三
						九〇四

備考 本質宿在宿者にして投宿後三ヶ月に滿たざる者地帯内を放浪する者は本表に計上せず。

一、新川改善地帯内戸数人口密度表

合計及平均	平面積	現在戸数	現在人口	面積百坪ニ對スル戸数率	面積百坪ニ對スル人口率	一戸ニ對スル平均家族数
三二、三二六	二、一二九	九〇四	六、七強	二八、八強	四二強	

備考 本表に於ける比例數中小數點以下二位迄を除し四捨五入す

一、大正十一年中新川改善地帯内住民移動表

合計	入		出		生		死		増減	
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	率
合計	四〇二	三八九	七九一	三九七	三五六	七五三	二三九	二二〇	四六九	二〇五
									一七三	三七八
									二二六	九二

一、大正十一年中新川改善地帯内住民異動百分率表

率	出生率		死亡率		移入率		移出率	
	男	女	男	女	男	女	男	女
率	一一・二強	一〇・八強	九一強	八一強	一八・八強	一八・二強	一八・五強	一六・七強
住民百人ニ對シ	二・六強	二・五強	二・二強	一・九強	四・四強	四・三強	四・四強	三・九強

新川改善地帯内住民職業別表

[illegible]

業		工																			合	其他ノ行商	露店營業
機械	運輸	住宅	其他	ペンキ	建築	仕立	疊	穀物	紙字仕	洋草	草刈	薪炭	薪炭	薪炭	薪炭	薪炭	薪炭	薪炭	薪炭	薪炭			
二二	四二	九	一三	三	八	四	七	一九	九	一一	八	二一	七五	二四	五	五	四	九	七	一四	二六一一四六	一三	一三
一〇	一	一	四	一	五	一三	一	五	一	一	二	一	一	二	一	三	一	一	一	一	八	五	五
三三	四二	九	一七	三	一三	一七	七	二四	九	一一	一〇	二一	七五	二六	五	八	四	九	七	一四	四〇七二七四六四二	二一	一八
八一	一三五	四	一五	一	九	五	一四	二一	一	二	四	一八	六三	一五	四	七	三	五	一一	七	三九	二六	二六
二三	一	一	七	一	三	六	一	五	一	一	一	一	一	三	一	三	一	一	一	一	五七	五三	五三
一〇四	一三五	四	三二	一	一二	一一	一四	二六	一	二	四	一八	六三	一八	四	一〇	三	五	一一	七	九一六五三五七八八、三二三	九六	七九
一〇四	一七七	一三	三八	四	一七	一九	二一	四〇	九	一三	一二	三九	一三八	三九	九	一二	七	一四	一八	二一	五二	三九	三九
三三	一	一	一一	一	八	一九	一	一〇	一	一	二	一	一	五	一	六	一	一	一	一	六五	五八	五八
一三七	一七七	一三	四九	四	二五	二八	二一	五〇	九	一三	一四	三九	一三八	四四	九	一八	七	一四	一八	二一	一一七	九七	九七

[illegible]

[illegible]

備考 本表無職欄に「就業セサル者」とは怠惰其他の理由により殊更に就業を欲せざる者を謂ひ「就業シ得サル」とは就業の意志あるも失業、不具、痼疾等として就業し能はざる者を謂ふ

一、新川改善地帯細民職業日收入表 大正十二年七月末調査

調査時 収益 職業	一日ノ實金若ハ収益						在 通
	最 高	最 底	普 通	最 高	最 底	普 通	
沖仲仕	六〇〇〇	二〇〇〇	四〇〇〇	三、八〇〇	二、五〇〇	三〇〇〇	
荷馬車鞍	八〇〇〇	四〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	
手傳日雇	二、八〇〇	二〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一、八〇〇	二〇〇〇	
下駄敷直	三、〇〇〇	二〇〇〇	二、五〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇	二、八〇〇	
衛生人夫	二、二〇〇	一、五〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	
葬式人夫	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	二〇〇〇	八〇〇	一、五〇〇	
空箱古道具	四〇〇〇	二、五〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	
移 座	三、〇〇〇	二〇〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	
警 金 標	二、五〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	二〇〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	
屑 指	一、二〇〇	五〇〇	八五〇	一、〇〇〇	五〇〇	六五〇	

一、新川改善地帯内住民生活費收支對照表

職業	一ヶ月平均收入			一ヶ月平均支出			
	主たる収入	補助収入	総収入	住費	食費	衣費	其他
沖仲仕	六〇〇〇	五三〇〇	六五三〇〇	五、四〇〇	三、三、五〇	一、三〇〇	二、一、八五
下駄敷直	六、〇〇〇	八、二〇〇	六九、八〇〇	七五〇	三、三、五〇	一、八〇	二、三、一〇
葬式人夫	三九、〇〇〇	五三〇〇	四四、三〇〇	四、二〇〇	二、四、二〇	一、〇八	四、四〇
屑	一六、〇〇〇	八二〇〇	二四、四五〇	四、二〇〇	三、八八	七	三、七〇

備考 本表食費中には酒代を含む、彼等にして殆ど飲酒せざるはなく酒は彼等の唯一の慰安たるが如し

新川政務總局內務民衆部月報表

大正十一年十月

月收別	平均就業日數	平均			最底	最通
		最	均	量		
神仲仕	二〇	七六〇〇〇	五〇〇〇〇	六〇〇〇〇		
荷馬車鞍	二二	一三三〇〇〇	六六〇〇〇	七七〇〇〇		
手働日雇	二五	六二五〇〇	四四〇〇〇	五〇〇〇〇		
下駄轆馬	二二	七七〇〇〇	四四〇〇〇	六一六〇〇		
衛生人夫	二八	五六〇〇〇	三六四〇〇	五〇四〇〇		
葬式人夫	二六	五二〇〇〇	二〇八〇〇	三九〇〇〇		
空相及被具	二四	七二〇〇〇	四三二〇〇	五五二〇〇		
被摩	二五	五〇〇〇〇	二五〇〇〇	三七五〇〇		
遊藝藝人	二二	四四〇〇〇	二二〇〇〇	二六四〇〇		
屑物拾	二五	二五〇〇〇	一二五〇〇	一六二五〇		

新川改善道管内住民教育推進委

程度	性別		計
	男	女	
中等学校卒業及同程度以上者	一一七	五六	一七三
高等小学卒業及同程度以上者	九三二	六六七	一五九九
尋常小学卒業及同程度以上者	一、三八六	一、三九八	二、七八四
僅ニ自己ノ氏名ヲ讀ミ得ル者	六九三	四二六	一一一九
無學	一、五八七	一、七八二	三、三六九
合 計	四、七一五	四、三二九	九、〇四四

一、新川改善地帯内住民宗派別表

大正十二年七月末調

宗派	戸数	人		計
		男	女	
真宗	一、〇〇九	二、二三九	二、〇九二	四、三三一
浄土宗	二七四	五七五	五三六	一一、一一一
眞言宗	二五七	五六八	五二七	一、〇九五
天臺宗	二五五	五四二	四九三	一、〇三五
日蓮宗	一四九	三三四	三〇七	六四一
神宗	四八	一二六	九八	二二四
神教	三九	一〇三	七九	一八二
基督	三一	七九	六二	一四一
不列及他	六七	一四九	一三五	二八四
計	二、一二九	四、七一五	四、三二九	九、〇四四

一、改善地帯内住民貯金現在高表

金額	人	口	現在高
五圓以下	五一六	五四五	八一三五〇〇
十圓以下	三一五	三三七	二、三八八七〇〇
五十圓以下	二一八	二一八	四、三九六六〇〇
百圓以下	一六六	一六七	一〇、三八九〇〇〇
五百圓以下	二二	二二	六、九三六八〇〇
千圓以下	八	八	五、七四五五〇〇
二千圓以下	二	二	二、九七〇〇〇〇
計	一、二四七	一、二九九	三三、六四〇一〇〇

備考 本表は郵便貯金のみを調査揚上したるものにして其他銀行又は信用組合等へ預金せる者無きにあらざるも極く少数に付省略す

一、新川改善地帯内現任刑科者表

大正十二年八月現在

合	刑				刑										罪名		計
	小計	容止	謀合	本犯	小計	其他	竊盜	強盜	公物竊取	竊物才林	竊物毀壞	竊物毀壞	竊物毀壞	竊物毀壞	竊物毀壞	竊物毀壞	
前	三三	一	一	一	二三	二二	五	六	一	一九	三	七	三	九	一	三	一
三	四	一	一	九	六	七	一	一	一	五	一	一	一	二	一	一	二
七	四	一	一	九	五	二	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	二
三〇	八	一〇	一	九	二	九	一	二	三	一	一	一	一	一	一	一	二
一七	六	四	二	一	一七	八	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	二
七六	二	二	二	二	四	三	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	二
二五	二	四	四	二	七	一	一	一	二	五	一	一	一	一	一	一	二
四一〇	一	五	三	一	四〇	三〇	五	六	五	一	一	九	三	八	四	一	二
一五〇	五	三	二	三	五一	一〇	七	一	一	八	一	一	一	一	一	一	二
五六〇	三	四	五	四	一二	四〇	一	六	五	九	一	九	四	八	五	一	二

新川改善鐵帶內本質存在雜質表

在 宿 人 員 數									本 質 宿 數				
有 配 有			獨 身			計			計	同 六丁目	北 本町五丁目	同 六丁目	香妻通五丁目
男	女	計	男	女	計	男	女	計					
四〇	四〇	八〇	三九七	五〇	四四七	四三七	九〇	五二七	一四	四	六	一	三

流 入 是 源 因						經 客 室 及 坪 數				
他 動 的			自 動 的			計	階 下 二一八	階 上 九〇	客 室	卸 數
與 警 二 依 り	誘 誘 二 依 り	其 他	急 作	良 價	其 他					
六七	八〇	五二	二三〇	三四	六四	計	階 下 六五四	階 上 二七〇		

職業別				在籍年数			
性別	職業	在籍年数	合計	性別	職業	在籍年数	合計
男	農業	一〇年以内	一〇	男	農業	一〇年以内	一〇
男	農業	一〇年以上	一〇	男	農業	一〇年以上	一〇
男	農業	合計	二〇	男	農業	合計	二〇
女	農業	一〇年以内	一〇	女	農業	一〇年以内	一〇
女	農業	一〇年以上	一〇	女	農業	一〇年以上	一〇
女	農業	合計	二〇	女	農業	合計	二〇
合計	農業	合計	四〇	合計	農業	合計	四〇
男	工業	一〇年以内	一〇	男	工業	一〇年以内	一〇
男	工業	一〇年以上	一〇	男	工業	一〇年以上	一〇
男	工業	合計	二〇	男	工業	合計	二〇
女	工業	一〇年以内	一〇	女	工業	一〇年以内	一〇
女	工業	一〇年以上	一〇	女	工業	一〇年以上	一〇
女	工業	合計	二〇	女	工業	合計	二〇
合計	工業	合計	四〇	合計	工業	合計	四〇
男	商業	一〇年以内	一〇	男	商業	一〇年以内	一〇
男	商業	一〇年以上	一〇	男	商業	一〇年以上	一〇
男	商業	合計	二〇	男	商業	合計	二〇
女	商業	一〇年以内	一〇	女	商業	一〇年以内	一〇
女	商業	一〇年以上	一〇	女	商業	一〇年以上	一〇
女	商業	合計	二〇	女	商業	合計	二〇
合計	商業	合計	四〇	合計	商業	合計	四〇
男	服務業	一〇年以内	一〇	男	服務業	一〇年以内	一〇
男	服務業	一〇年以上	一〇	男	服務業	一〇年以上	一〇
男	服務業	合計	二〇	男	服務業	合計	二〇
女	服務業	一〇年以内	一〇	女	服務業	一〇年以内	一〇
女	服務業	一〇年以上	一〇	女	服務業	一〇年以上	一〇
女	服務業	合計	二〇	女	服務業	合計	二〇
合計	服務業	合計	四〇	合計	服務業	合計	四〇
男	無業	一〇年以内	一〇	男	無業	一〇年以内	一〇
男	無業	一〇年以上	一〇	男	無業	一〇年以上	一〇
男	無業	合計	二〇	男	無業	合計	二〇
女	無業	一〇年以内	一〇	女	無業	一〇年以内	一〇
女	無業	一〇年以上	一〇	女	無業	一〇年以上	一〇
女	無業	合計	二〇	女	無業	合計	二〇
合計	無業	合計	四〇	合計	無業	合計	四〇
男	合計	合計	四〇	男	合計	合計	四〇
女	合計	合計	四〇	女	合計	合計	四〇
合計	合計	合計	八〇	合計	合計	合計	八〇

一、新川改善地帯内要救護貧民及不要救護者表

種別	負數	人口		
		戸數	男	女
不要	裕ニ生活シ得ル者	三七七	八一	七六四
救護	普通ニ生活シ得ル者	九七八	二、一五六	一、九八六
要救護	時々救護ヲ要スル者	五二九	一、二〇八	一、〇七八
	常に救護ヲ要スル者	二四五	五四〇	五〇一
合 計		二、一二九	四、七一五	四、三二九
				九〇四四

備考 本表に於て時々救護を要する者とは疾病、避難、他種天災、飢饉等の場合自力を以て生活し得はざる者を云ひ常に救護を要する者とは縣市及警察署等に於て現に救護中の者を云ふ。

四、耕田

元禄年間耕田整理圖（元禄二年奉行長谷川左兵衛進出、元禄二年地籍整理）

五畝分入のもの、十七八畝敷位の大きさがある。知る例細に書込まれたもので、且つその尺度極めて正確の由、そのプランを概説すれば

街路 幹線五間 四間半

補助三間 二間

街路 中二十二三間

長サ五六十間

全部の街路を長方形にしたことは注目し得る。

割地 寄中合せになつて居るものもあるが大部分は街路を突抜いて居る。故に非常に細長い割地になつて居る。従つてその上に建てられる建物は、どうしても中ほどに真間な部屋が出来る。

市園部は堀割を以てして居る。

公園 東邊に寺院が並んで居て、公園の用をなして居る。

都心 中央の街廓を正方形にとり奉行屋敷がある。

(四) 耕地整理に關する問題

(1) 堺市の東部及び南部の郊外に區劃整理を行はんとして居る所がある。しかし既に耕地整理の名義で三年前より計畫したもので、今更區劃整理としてやり直す氣にもならず、その體積ける由。

(2) 耕地整理によつて宅地造成をなさんとする場合の最大の障礙は既存宅地を整理地區より除斥せねばならぬことである。内務省の解釋がさうなつて居るので如何ともなし得ない由。

尙聊戸でさいた話であるが耕地整理によつて宅地を造成することは農商務省でぬだ嫌つたさうで、都市計畫法のある今日は兎も角、それ以前に於ては郊外地にプランを構へることを阻止されるやうな狀態にあつたらしい。

(3) 大阪に於ては耕地整理の場合四間以上の道路をつけることを禁じて居る。故に都市計畫路線たる十二間道路が耕地整理地區内を通つて居る場合、整理と同時にこれを建設しようと思つても出来ぬ。

(4) 隣延を以て整理工事費出捐に供へ且つこれを道路敷地に充つること如何との説あり。

(5) 整理地區の隣接地は整理地區と同様地價が高くなる。故にかゝる隣接地の所有者に受益者負擔金を課する方法を採用すれば整理を容易ならしむるならんとの説あり。

(五) 堺市の死亡率

堺市の下水、排水の設備は極めて悪し。

市園部の掘割に傾斜殆どなきがため汚穢を極む。満潮時には逆流する。

堺市民もその不快不衛生なることはよく知つて居るのであるが、金がないために
 未だ計置さへも構つて居らぬ。

これがため堺市の死亡率は甚だ悲心すべきものがある。圖も左表の如し。

堺市乳兒死亡表

	出生數	死亡數	千分比
大正十年	二、三五九	六五三	二七七
大正十一年	二、七四五	六五四	二七五
大正十二年	二、六一一	五九〇	二二六
三箇年平均	二、五七一	六三二	二五九

大阪府及び全國乳兒死亡率 (千分比)

	大正九年	大正十年
大阪府	二二四	二三〇
全國	一六六	一六八

第五 蒐集參考資料目錄

一、大阪市

- 1、大阪市區改正設計書
- 2、大阪市衛生施設概要
- 3、建築物諸法規
- 4、大阪市統計書（第二十回）
 - (1) 土地、氣象及農業、漁業
 - (2) 人口
 - (3) 教育、宗教、衛生
 - (4) 社會事業、警察裁判
 - (5) 貿易
 - (6) 會社、金融

- (b) 一般商業、交通
- (c) 工業
- (d) 財政、公議會

5、安田川土地株式會社營業報告書（第參期——十期（最近））

圖 面

- 1、大阪都市計畫圖（第二次街路新設及擴張之部、一万五千分一）
- 2、北區地圖（三千分一）。。。。四枚一組
- 3、福島方面地圖（三千分一）。。二枚一組
- 4、大阪市上福島詳細圖（新舊各地明細記入）
- 5、北區燒失區域圖（於本會複製）
- 6、南區燒失區域圖（於本會複製）
- 7、燒失前上福島地圖

8、安治川土地株式會社經營地設計圖

二、京都市

1、京都市都市計畫敷地割報告

圖 面

1、京都市都市計畫補助道路設計圖

2、京都市都市計畫地域指定參考圖

三、神戸市

1、神戸市都市計畫決定事項

2、神戸市都市計畫地域調査

3、神戸市都市計畫區域調査

4、神戸市都市計畫調査概要

5、神戸市都市計畫調査參考資料

6、都市計畫參考資料（財政方面）

7、市街地圖及高架線に關する調査

8、神戸市職員高架線通に關する諸問題

9、交通量調査並に電車線

10、神戸市區改正調査委員會及市區改正委員會案驗收表

11、公園及遊園の設備

12、神戸市水通略説

13、神戸市下水道調査

14、都市計畫關係法令

15、新川の現在（葺合警察署調）

圖 面

1、最近實測神戸市全圖（二万分ノ一）

2、神戶市水道全圖

3、香町一圓街廓圖

4、御影

四、堺市

1、堺市勢一覽

2、堺市史

3、堺市乳兒死亡表

4、人口增加表

5、土地區劃整理要程（堺都市計畫部編纂局長磯村延氏著）

圖 面

1、堺市全圖（附交通機關配置圖）

